### 《公立公的病院等再編·統合阻止》

# 424愛知共同行動 這信

#### 2021年10月2日

NO. 152

発行:「424 愛知共同行動」事 務局 愛知社保協地域医療委員会

(文責:長尾-②052-871-7856)

## 厚劳省

☆地域医療介護総合確保「基金」をめぐる不可解な〈通知〉を発出!

病院再編統合推進のため「香財」方法を指南! 蓄財「計画」に基づき毎年の「基金」(地域医療介護総合確保 基金)補助金を使い病院再編(土地取得・建設資金・施設整備) に必要な巨額資金の貯め込みを指導(厚労省通知 8/12)

国や地方自治体の財政は、基本的に単年度予算会計であり、様々な施策実行に向けた補助金を数年間の蓄財計画で補助金の積み立てを、国自らが推進するという異例の対応です!裏返せば、そうまでしても何としても「地域医療構想」を実行しなければならないと言う事で、こんな奇策を講じ、巨額な資金が必要となる病院再編・新築について、足踏み・躊躇している地方自治体の背中を押し続ける必要があるということであり、厚労省も切羽詰まっているとも言えます! しかし、地方自治体は、この「通知」により『基金』を活用した巨額の資金積み立てにお墨付きを与えることとなり、資金計画で計画進行が遅延していたケースは、一気にアクセルを踏みだすことになりかねません! 各地の計画を注視しよう!

医政地発0812第 1 号 令和3年8月12日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

(公印省略)

#### 1. 基金の計画的な確保について

○ 標準事業例5は、地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議における合意に基づき、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備の整備を行う医療機関に対し、当該整備に係る費用を補助するものです。

当該整備の中でも、特に、複数医療機関による再編統合による新病院の建設 や大規模な施設整備については多額の費用を要することから、地域医療構想調 整会譜における合意に沿った取組を着実に推進するためには、都道府県におい て、標準事業例5による支援を確実に行うことが重要です。

- こうした観点から、都道府県においては、地域医療構想調整会議における議 論の状況や、病床機能報告により把握される医療機関の業年数や取組方針等を 踏まえ、提準事業例ものうち多額の費用を要することが想定される医療機関の 施設整備(※)について、早期に把握・想定した上で、医療機関が現に整備事 業を実施する時期に必要な支援を行うことができるよう、予め計画的に基金を 類み立てるようお願いします。
  - ※ 平成30年2月7日付け地域医療計画課長通知における「建物の改修整備 費」、「建物や医療機器の処分に係る損失」及び「人件費」、平成30年9月 14日付け地域医療計画課長通知事発測終における「回復期病にへの転換」 以外の施設設備整備」、「建物の改修整備費」及び「建物や医療機器の処分 に係る損失」、平成31年2月19日付け地域医療計画課長通知における「再 編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設 股債審備費」を含みます。
- 具体的には、以下の点に御留意ください。
  - ・ 通常、医療機関の整備に要する費用が確定するのは、現に整備事業に着手 する時期の直前となることから、当該費用の確定以後に基金を積み立てよう とする場合、都道府県において、単年度で多額の一般財源を要することとな り、必要な支援を行うことが困難となるおそれがあります。
  - このため、当該費用の確定前から、地域医療構想調整会議における議論の

| 状況等を踏まえ、支援に要すると想定される金額について計画的に基金を積 | み立ててください。

- ・ 基金の積み立てに当たっては、積立計画(目的、想定される整備時期、想定される執行額、各年度の積立額等)を作成しご提出ください。
- なお、当該積立計画に沿って積み立てた基金については、当該計画以外に 使用することはできませんので、事業区分 I - 1 の中でも区分して管理する ことを求めるとともに、当該計画に変更が生じ、積み立てた基金を使用しな くなった場合には速やかに国庫に返納することを求めることになります。管 理の方法等については、追って詳細をお示しする予定です。
- 必要な金額をどのように想定するかについては、各地域における地域医療 構想の実現に向けた取組の状況によって、様々な方法があると考えられるため、一律にお示しすることは困難です。
- その上で、活用が想定される情報の一例として、以下のような情報が考えられますので、これらの情報等を活用した検討をお願いします。
- ① 地域医療構想に係る重点支援区域の申請や、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく再編計画の申請等を契機として把握される情報(再編統合の時期、方向性、病 戻数の規模感など)
- ② ①のほか、地域医療構想調整会議等における議論の中で把握される情報 (再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など)
- ③ 病床機能報告により把握される医療機関の築年数(老朽化により建替えが想定される時期)や取組方針(将来の病床機能・病床数)等の情報
- ④ 医療機関等より病床機能再編を伴う建替えや増改禁等の相談を受け把握 している情報